

兵庫県公報

平成21年11月6日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 都市計画法及び都市計画に関する公聴会開催規則に基づく説明会及び公聴会の開催（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（同）	38
○ 同 上（同）	46

告 示

兵庫県告示第1141号の2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月1日（火）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び篠山市まちづくり部地域整備課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月1日（火）午後2時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

四季の森生涯学習センター 大会議室 篠山市網掛429 電話（079）594-1180

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（篠山都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日（金）から同月24日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「篠山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

篠山都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「丹波地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、篠山都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び丹波地域編)を指針とするとともに、篠山市が定める基本構想(総合計画)との整合性を図る。

(2) 策定区域

篠山都市計画区域(以下「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
篠山都市計画区域	篠山市	行政区域の一部	44.3

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やさらぎやうるおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域

内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。
 また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。
 さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する丹波地域は、兵庫県のほぼ中東部にあって、豊かな自然や人の営みによって育まれた豊かな森と田園に囲まれ、丹波の森構想の下に、人と自然と文化が調和し、城下町など歴史的まちなみや黒大豆等の特産を生かした交流の地域づくりを推進してきた。このような豊かな自然・文化を誇りとし、阪神都市圏に近接する地理的条件を生かして、人と自然と文化の交流を支える都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 自然の恵みを生かした豊かで活力ある都市づくり

篠山盆地の中央部を流れる篠山川、盆地北側に広がる多紀連山など篠山の魅力である豊かな自然を生かし、既存の産業や新たな産業の振興を図るとともに、広範かつ多様な人々の連携と交流が可能となる、豊かで活力ある都市づくりを目指す。

(8) 田園文化都市にふさわしい都市づくり

自然との共生など周辺環境との調和を図ることを基調としながら、良好な都市環境の形成や地域を結ぶ道路・交通網整備、適切な生活排水処理施設の整備を進め、田園文化都市にふさわしい都市づくりを目指す。

(9) 香り高い文化にあふれた都市づくり

伝統的建造物群保存地区における生活環境の整備、その他の地区における歴史的環境の保全、農林業・観光振興などへの展開を含んだ拠点機能の整備など、伝統ある文化を大切にしたい篠山らしい都市基盤の整備を進めると共に、自然・田園景観や歴史・文化景観と調和した、香り高い文化にあふれた都市づくりを目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

台風や集中豪雨などによる河川氾濫その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	44.3千人	おおむね 41.5千人

(8) 産業

伝統ある農林業・地場産業や篠山らしさを生かした観光産業などを基盤に、新しい産業の育成を図ることにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向がある。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

篠山市役所周辺及びJR篠山口駅周辺を都市拠点として位置付け、本都市計画区域の中心部として都市機能の集積を図る。

市役所周辺においては、篠山城跡を核とした観光、交流機能の充実・強化を図る。

また、JR篠山口駅周辺における交通結節機能の強化を図り、商業、雇用、住居、医療など生活機能の充実を図る。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する城東・多紀・西紀・丹南・今田各支所の周辺等を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応して、コミュニティレベルでの商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

(8) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、本都市計画区域の西部を縦断する舞鶴若狭自動車道、国道176号及びJR福知山線、本都市計画区域を横断し京都につながる国道372号を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や篠山川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮する。

農業集落として発展してきた既存集落においては、無秩序な市街化の進行を防止し、農業環境と調和した生活環境の維持を図る。

特に、国道176号、丹南篠山口インターチェンジ周辺やそこから篠山中心部へと接続する一般県道池上杉線などの幹線道路沿道においては、地域の活力拡散を防止するため、沿道の土地利用の整序化に取り組む。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、既成市街地周辺を住宅地として位置づけるとともに、人口定着と都市の堅実な発展に資するため居住者の多様なニーズに対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

また、農山村地域等における空き家の有効利用に努め、伝統的な民家をストック資源として活用する。

さらに、安全で安心して生活できる地域づくりを目指すため、空き地、空き家対策の推進やかき柵の構造などを制限する地区計画の活用など、防犯に配慮した住環境整備を促進する。

(4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点等に主として配置する。

生活拠点である各支所の周辺等においては、日常生活に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(9) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、農工団地指定地等に配置する。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、山や川、野や里の緑豊かな森や田園の景観が残され、これら豊かな自然が歴史や文化と一体となった緑豊かな地域環境を今日まで維持してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や篠山川、ため池、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

多紀連山や篠山川をはじめとする河川、ため池などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

篠山川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

また、丹南篠山口インターチェンジ周辺や国道176号などの幹線道路沿道においては、観光・レクリエーションの玄関口としての特性に配慮し、建築物や屋外広告物の誘導による良好な景観形成を推進する。

(9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(a) 景観形成の観点における方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、兵庫県の内陸東部に位置し、舞鶴若狭自動車道、国道176号等による南北方向の大きな交通流動があるとともに、国道372号等による東西方向の交通流動がある。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、篠山城跡周辺の市街地においては、まちづくりの方向性を勘案し、都市計画道路等の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画の変更を行い、地域課題を考慮しながら効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、地域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化や無電柱化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、国道176号、国道372号等の主要幹線道路、主要地方道三田篠山線、主要地方道篠山山南線等の幹線道路の整備を推進する。

b その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

篠山城跡公園や県立丹波並木道中央公園などの公園・緑地をはじめ、本都市計画区域全体の水や緑などの自然環境について、計画的、体系的に保全、整備を図る。

(i) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、都市構造の再編や防災上の観点などから市街地の整備改善を図る必要がある地区において、市街地整備を目指す。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

商業、業務の中心地である篠山市役所周辺においては、住宅、商業施設及び公共公益施設を充実させるとともに、歴史的景観を損なわないような市街地形成を図る。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、老朽木造建築物が密集している地区における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

老朽木造建築物が密集している地区をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、篠山川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

本都市計画区域の周囲を取り巻く山地や美しい里山、篠山川、羽束川の流れといった自然・田園景観との調和に配慮し、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力ある篠山らしいまちなみ景観の形成を図る。

篠山城下町地区では、住環境に配慮しながら歴史的なまちなみ景観の保全・修景を図るとともに、伝統的建造物群保存地区にあっては、建築物などの修理・修景及び防災対策を進める。

また、歴史・文化景観を守り育てていくため、篠山城下町地区、上立杭地区といった景観形成地区をはじめ、福住・安口地区等における景観保全に努める。

さらに、住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

国道372号（通称デカンショ街道）や国道176号（丹波の森街道）周辺にあっては、良好な景観を保つため、沿道景観の整備・誘導に努める。

あわせて、丘陵地における緑地や舞鶴若狭自動車道沿道のまとまった緑地帯、都市のランドマークとなる史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林などの緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

・主要幹線道路、幹線道路

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

**兵庫県告示第1141号の3**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月3日（木）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び朝来市都市整備部都市開発課

なお、素案は、兵庫県のホームページ (http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月3日（木）午後1時から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県八鹿集合庁舎 1階会議室 養父市八鹿町下網場320 電話 (079) 662-2126

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(和田山都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日（金）から同月24日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「和田山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

和田山都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「但馬地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、和田山都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び但馬地域編）を指針とするとともに、朝来市が定める総合計画との整合性を図る。

(2) 策定区域

和田山都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
和田山都市計画区域	朝来市	行政区域の一部	14.4

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015

年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する但馬地域は兵庫県の最北部にあり、中国山地・円山川・日本海などの豊かな自然の中で暮らしが営まれ、温泉、古いまちなみや鉱山跡等の歴史文化遺産、スキー場等のレクリエーション拠点、カニ等の特産物などの多彩な観光資源を有している。豊かな山林など自然環境や歴史・文化を生かして、個性豊かな都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 自然環境との共生や景観の保全に配慮した都市づくり

朝来群山県立自然公園等の豊かな自然との共生、美しい里山や竹田城跡など歴史・文化を生かした街なみ景観の保全など、地域の活性化と居住環境の整備が一体となった魅力ある都市づくりを目指す。

(4) 地域特性を生かした活力ある都市づくり

自然と歴史・文化が調和した都市整備を進めるとともに、都市の機能と魅力を高め、U・Iターンを含む定住の基盤として、多様なニーズに応える住環境の創出を図る。

また、高速道路網が整備されている中で、地理的な優位性を生かして企業等の立地誘導を図り、地域の発展に向けた都市づくりを目指す。

(f) 交流の活発化を促進するネットワークの形成

但馬・山陰地方と丹波地方、播磨地方、京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝にあり、人や文化など多様な交流の活発化を促進する交通ネットワークの形成を図る。

日常生活に密接に関係のある道路については、広域的な道路網との効率的で円滑な連結に配慮した道路網の構築を目指す。

(g) 安全で安心な都市づくり

災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	14.4千人	おおむね 13.7千人

(i) 産業

生産規模については、農林産物等の地域資源を生かして付加価値をつける特産品開発や交流・体験型の新たな観光産業の創出などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業は減少し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色づける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

J R和田山駅から国道9号と国道312号の結節点である一本柳交差点周辺までを都市拠点とし、公共公益機能に加え商業、産業、教育、福祉などの生活利便機能を充実・強化する。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる竹田地域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(i) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路、国道9号、国道312号、J R山陰本線、播但線を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や円山川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、沿道土地利用の適正な誘導を図り、既存商店街を含めた活力ある商業環境の形成など秩序ある土地利用を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、若者の定住促進や地域との交流により、協働してまちづくりに取り組む人たちの定住化などU・I・Jターンの受皿などにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

また、歴史的まちなみや伝統的な建築物など、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

(8) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に主として配置する。

J R和田山駅から国道9号と国道312号の結節点である一本柳交差点周辺までの既成市街地において、地域振興の拠点として、地域の特色を生かしながら、都市機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(9) 工業地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、播但連絡道路、北近畿豊岡自動車道ジャンクション・インターチェンジ周辺等に配置するとともに、和田山工業団地及び既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。

(10) 流通業務地

播但連絡道路、北近畿豊岡自動車道ジャンクション・インターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、地域の特性を踏まえ、流通業務地の活用を図る。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、豊かな自然環境を有し、城下町等として独自の生活文化を育んできた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、立雲峽を含む朝来群山や円山川などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

円山川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

円山川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを促進する。

また、恵まれた自然条件と歴史的施設の魅力を生かし、交流・体験型のグリーンツーリズムなどを通して、都市との交流を促進する。

(5) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(6) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、但馬地域の南部に位置し、北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路、国道9号、国道312号等による大きな交通流動がある。

今後は、地域の魅力やポテンシャルを十分に発揮するため、北近畿豊岡自動車道等の広域的な幹線道路、地域の骨格となる幹線道路の整備を進める。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、公共交通等の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路である北近畿豊岡自動車道、幹線道路である一般県道物部養父線等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を進めるとともに、まちなみ保存を図る地区における無電柱化を推進する。また、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(北近畿豊岡自動車道)と播磨但馬軸(播但連絡道路)の2軸が通過しており、既存の高速道路網の有効活用を推進するとともに北近畿豊岡自動車道の整備を促進する。

(*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、一般県道物部養父線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

d 駅前広場

J R 和田山駅前広場の整備を推進し、交通結節点としての機能強化と都市空間形成を図る。

(4) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、J R 山陰本線、J R 播但線の軌道改良等を促進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進などにより、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

J R 和田山駅周辺地域を中心地として、土地区画整理事業等による再整備や低未利用地の活用を図る。

また、J R 和田山駅から国道9号と国道312号の結節点である一本柳交差点及び和田山ジャンクション・インターチェンジまでの周辺地域については、行政機能及び商業・工業などの業務機能など、適切な開発誘導等を通じ、防災性にも配慮した良好な市街地形成を図ると共に、文化・レクリエーション空間の充実など、個性と魅力ある環境を築く。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(4) 都市の耐震化・不燃化

老朽木造建築物が密集している地区をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(2) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、円山川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を図る。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

立雲峡や円山川などの自然景観との調和に配慮しながら、山頂に築かれた全国屈指の石垣遺構である竹田城跡や社寺林など、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

景観形成地区に指定されている竹田地区や、まちづくり交付金事業を進めているJR和田山駅前地区においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努めるとともに、各拠点においては、地区の特性に応じた、にぎわいと特色のある景観の形成を図る。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路

イ 鉄道

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

イ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

(3) 市街地整備に関する目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等

(4) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設



兵庫県告示第1141号の4

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月3日（木）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び養父市都市整備部都市計画課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月3日（木）午後3時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県八鹿集合庁舎 1階会議室 養父市八鹿町下網場320 電話（079）662-2126

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（八鹿都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日（金）から同月24日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

- 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「八鹿都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

八鹿都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「但馬地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、八鹿都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び但馬地域編）を指針とするとともに、養父市が定める総合計画との整合性を図る。

(2) 策定区域

八鹿都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人) [H17]
八鹿都市計画区域	養父市	行政区域の一部	11.4

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうるおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある

都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する但馬地域は兵庫県の最北部にあり、中国山地・円山川・日本海などの豊かな自然の中で暮らしが生まれ、温泉、古いまちなみや鉱山跡等の歴史文化遺産、スキー場等のレクリエーション拠点、カニ等の特産物などの多彩な観光資源を有している。妙見山などの豊かな自然や旧街道のまちなみなどの歴史・文化を生かして、地域の魅力を高める都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな自然と景観を守り育てる都市づくり

妙見山や円山川など自然が織りなす景観とともに、その中で育まれてきた農村集落、伝統ある旧街道のまちなみを保全しながら、魅力あふれた都市づくりを目指す。

(8) 快適で個性あふれる都市づくり

自然に恵まれた環境を生かしながら、既成市街地の活性化や立地条件を生かした企業誘致に配慮した土地利用により、U・I・Jターンや若者が定住できる生活環境を創出し、さらに、交流拠点の基盤を整備し、他地域との緊密な交流を進めることによって、常に新しいひと・ものが流入し、新鮮で変化に富んだ快適な生活が送れる環境を創造することを目指す。

(9) 交流の促進と環境に配慮したネットワークの形成

但馬地域の中央部に位置し、国道9号と国道312号が交わる山陰方面への分岐点であり、さらに北近畿豊岡自動車道の開通により北近畿と但馬地域との結節点という交通の要衝となっている。

こうした地の利を生かした土地利用により、新たな産業の創出・立地を進め、また既成市街地に至る道路など生活道路を改良・整備し、効率的な道路のネットワークの形成を図るとともに、コミュニティバス等の新たな交通システムの導入など、高い利便性を有し効果的な公共交通体系の確立を目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

	平成17年	平成27年
都市計画区域内人口	11.4千人	おおむね 10.1千人

(8) 産業

農業特産品などの地域ブランドの確立や豊かな自然や体験施設などの地域資源を生かした新たな観光・交流の展開を図るなど産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第2次産業が横ばいで推移するなか、第1次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色づける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

養父市役所や公立八鹿病院周辺を都市拠点とし、公共公益機能に加え商業、産業、教育、医療、福祉などの生活利便機能を充実・強化する。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる旧街道沿いのまちなみを特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(4) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、北近畿豊岡自動車道、国道9号、国道312号、JR山陰本線を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や円山川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、インターチェンジ周辺等の地区で、広域的な玄関機能を担うよう活用を図るとともに、無秩序な市街化の進行を防止し、周辺環境と調和した土地利用を図る。

イ 主要用途の配置、整備の方針

(7) 住宅地

住宅地については、若者の定住促進や地域との交流により、協働してまちづくりに取り組む人たちの定住化などU・I・Jターンの受皿などにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

また、歴史的まちなみや伝統的な建築物など、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

(f) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に主として配置する。

J R八鹿駅から養父市役所や公立八鹿病院周辺までの既成市街地において、地域振興の拠点として、地域の特色を生かしながら、都市機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

(g) 工業地

計画的な企業誘致を図るため、工場誘導地域を定め、「養父市企業立地推進計画」に基づき、誘致企業による工場集積整備等の基盤整備を推進する。

(h) 流通業務地

北近畿豊岡自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、地域の特性を踏まえ、流通業務地としての活用を図る。

ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、但馬地域の中央部に位置し、豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史、文化、風土、産業をはぐくみ、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

(2) 自然的環境に関する方針

ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山間部の森林や円山川、里山などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

イ 主要な緑地の配置、整備の方針

(7) 環境保全の観点における方針

妙見山や円山川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

(f) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

円山川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを促進する。

また、恵まれた自然条件や創意工夫による産物づくりなど、交流・体験型のグリーンツーリズムなどを通して、都市との交流を促進する。

(g) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(h) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、但馬地域の中央部に位置し、国道9号、国道312号等による大きな交通流動がある。今後は、地域の魅力やポテンシャルを十分に発揮するため、北近畿豊岡自動車道等の広域的な幹線道路、地域の骨格となる幹線道路の整備を進める。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO₂排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、公共交通等の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路である北近畿豊岡自動車道、主要地方道宮津養父線等の幹線道路等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(北近畿豊岡自動車道)が通過しており、その整備を促進する。

(*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、主要地方道宮津養父線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(8) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、JR山陰本線の軌道改良等を促進する。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

(8) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進などにより、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

八木川左岸などの既成市街地において、にぎわいや活力を取り戻すため、旧街道のまちなみ等の有効活用を図る。

北近畿豊岡自動車道の開通、豊岡・山陰方面への分岐点、但馬の中央部に位置していることなど、地域の特性を生かした市街地整備を図る。

また、良好な居住環境の形成を図るため、防災性の向上、バリアフリーや若者が定住できるまちづくりなど、きめ細やかな市街地整備を推進する。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

老朽木造建築物が密集している地区をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(10) 浸水対策

都市化の進展による雨水量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、円山川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

妙見山や円山川などの自然景観との調和に配慮しながら、旧街道のまちなみなど、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

八鹿地区など歴史的まちなみが残された景観形成地区においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努めるとともに、各拠点においては、地区の特性に応じた、にぎわいと特色のある景観の形成を図る。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路

イ 鉄道

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

イ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設

~~~~~

兵庫県告示第1141号の5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月4日（金）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び美方郡新温泉町建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月4日（金）午前10時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県新温泉庁舎 4階大会議室 美方郡新温泉町芦屋522-4 電話 (0796) 82-3141

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（浜坂都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日（金）から同月24日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「浜坂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

浜坂都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「但馬地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、浜坂都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び但馬地域編）を指針とするとともに、新温泉町が定める総合計画との整合性を図る。

(2) 策定区域

浜坂都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 浜坂都市計画区域 | 新温泉町  | 行政区域の一部 | 10.5         |

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015



年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

### (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

#### ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

#### イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

#### ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

#### エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する但馬地域は兵庫県の最北部にあり、中国山地・円山川・日本海などの豊かな自然の中で暮らしが営まれ、温泉、古いまちなみや鉱山跡等の歴史文化遺産、スキー場等のレクリエーション拠点、カニ等の特産物などの多彩な観光資源を有している。日本海沿岸屈指の漁獲量を誇る漁港や景勝地など地域の特性を生かし、魅力ある都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

#### (7) 豊かな自然と歴史・文化を生かした魅力ある都市づくり

山陰海岸国立公園をはじめ、漁港、温泉など、豊かで美しい自然との共生・調和や貴重な歴史・文化を継承し、個性と特色ある地域の優れた特性を生かした持続可能な魅力ある都市づくりを目指す。

#### (8) 良好で快適な生活環境を維持し、にぎわいを創出する都市づくり

豊かな多自然環境や多様な景観を有するまちなみを守り育てながら良好で快適な生活環境を維持・向上させるとともに、中心市街地を拠点として機能性の高い都市基盤整備を進め、まちづくりと一体となった商工業の活性化や観光産業の充実など、地域の均衡ある発展に向けた都市づくりを目指す。

#### (9) 連携・交流を促進する都市づくり

近畿と山陰の結節点であり、鳥取市と豊岡市の中間に位置している。歴史、風土、文化、産業が相互に密接に関連しており、公共交通の利便性の向上や鳥取豊岡宮津自動車道の整備により交通ネットワークの強化を図るなど、都市的機能及び交流機能の向上により連携・交流を促進する都市づくりを目指す。

(ア) 安全で安心な都市づくり

災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(イ) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

|           | 平成17年  | 平成27年      |
|-----------|--------|------------|
| 都市計画区域内人口 | 10.5千人 | おおむね 9.1千人 |

(ロ) 産業

恵まれた自然などの地域資源を生かした交流・体験型の観光産業の進展や個性・独創性のある農林水産物・加工製造品の生産などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色づける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(イ) 拠点

a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる浜坂海岸を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(ロ) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、鳥取豊岡宮津自動車道、JR山陰本線等を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や岸田川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

4 都市計画に関する方針

(イ) 土地利用に関する方針

## ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、港町や海辺の空間など多様な景観を基盤に、良好で快適な生活環境を維持し、中心市街地の活性化と秩序ある土地利用を進める。

## イ 主要用途の配置、整備の方針

## (7) 住宅地

住宅地については、若者の定住促進や地域との交流により、協働してまちづくりに取り組む人たちの定住化などU・I・Jターンの受皿などにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

また、歴史的まちなみや伝統的な建築物など、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

## (4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に主として配置する。

J R 浜坂駅周辺を中心市街地において、地域振興の拠点として、地域の特色を生かしながら、都市機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や町条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

## (7) 工業地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、鳥取豊岡宮津自動車道インターチェンジ周辺等に配置するとともに、既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。

## (4) 流通業務地

鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、地域の特性を踏まえ、流通業務地としての活用を図る。

## ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、日本海に面し港町として栄えた優れた歴史、文化を有しており、豊かな自然と調和が図られてきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

## (2) 自然的環境に関する方針

## ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山陰海岸や岸田川などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

## イ 主要な緑地の配置、整備の方針

## (7) 環境保全の観点における方針

山陰海岸や岸田川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、

保全に取り組む。

(4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

岸田川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間や山陰海岸ジオパーク構想の区域においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを促進する。

また、恵まれた自然条件や創意工夫による産物づくり並びにカニソムリエなどによるホスピタリティの向上により、都市との交流を促進する。

(5) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(2) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、日本海側に位置し、鳥取豊岡宮津自動車道（東浜居組道路）、国道178号による大きな交通流動がある。

今後は、地域の魅力やポテンシャルを十分に発揮するため、鳥取豊岡宮津自動車道等の広域的な幹線道路、地域の骨格となる幹線道路の整備を進める。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、公共交通等の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、浜坂駅周辺の密集市街地においては、まちづくりの方向性を勘案し、都市計画道路等の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画の変更を行い、地域課題を考慮しながら効率的な施設整備を行う。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路である鳥取豊岡宮津自動車道、幹線道路である主要地方道浜坂井土線等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画域内を日本海沿岸軸（鳥取豊岡宮津自動車道）が通過しており、その整備を推進する。

(\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、主要地方道浜坂井土線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

## d 駅前広場

J R 浜坂駅前広場と浜坂駅の南地区を連絡する南北自由通路の整備を推進し、交通結節点としての機能強化を図る。

## (4) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、J R 山陰本線の軌道改良等を促進する。

## (4) 都市環境に関する方針

## ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

## イ 主要な施設の配置、整備の方針

## (7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

## (4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

## (9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進などにより、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

## (5) 市街地整備に関する方針

## ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

## イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

J R 浜坂駅周辺地域を中心地として、商店街の活性化を目指し、浜坂駅南北自由通路、ポケットパークの整備など防災にも配慮した良好な市街地形成を図る。

また、鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジの設置を踏まえた周辺の整備及びアクセスの向上を図る。

なお、秩序ある市街地形成を進めるため、適正な土地利用の誘導を図り、立地条件や交通体系に応じた土地区画整理事業を進める。

## (6) 都市防災に関する方針

## ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれ

た都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

#### イ 都市防災の方針

##### (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

##### (4) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

##### (9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

##### (2) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、岸田川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

#### (7) 景観形成に関する方針

##### ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を図る。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

##### イ 景観形成の方針

山陰海岸国立公園や浜坂海岸などの自然景観との調和に配慮しながら、浜坂温泉や社寺林など、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

高見地区の旧街道沿いのまちなみや景観形成地区に指定されている味原川沿いの石垣と船着場、山陰海岸地域の風景形成地域においては、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努めるとともに、各拠点においては、地区の特性に応じた、にぎわいと特色のある景観の形成を図る。

#### 5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

##### (1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

##### ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路
- ・自由通路

イ 鉄道

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

イ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設



**兵庫県告示第1141号の6**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 素案を作成した都市計画

(1) 種類及び名称

香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(2) 素案の概要

別記のとおり

(3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月4日（金）まで

(4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び美方郡香美町建設部建設課

なお、素案は、兵庫県のホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)）においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月4日（金）午後1時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）

(2) 場所

兵庫県新温泉庁舎 4階大会議室 美方郡新温泉町芦屋522-4 電話（0796）82-3141

（収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者（香住都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日（金）から同月24日（火）まで（必着）

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「香住都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

香住都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「但馬地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、香住都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び但馬地域編)を指針とするとともに、香美町が定める総合計画との整合性を図る。

(2) 策定区域

香住都市計画区域(以下「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 香住都市計画区域 | 香美町   | 行政区域の一部 | 11.0         |

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうらおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交



通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する但馬地域は兵庫県の最北部にあり、中国山地・円山川・日本海などの豊かな自然の中で暮らしが営まれ、温泉、古いまちなみや鉱山跡等の歴史文化遺産、スキー場等のレクリエーション拠点、カニ等の特産物などの多彩な観光資源を有している。山陰海岸国立公園など豊かな自然環境を生かして、人と自然が共生する都市づくりを目指す。

これを踏まえ、本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 恵まれた自然と優れた景観を大切にしたい都市づくり

山陰海岸国立公園に指定され波蝕海岸風景を代表する香住海岸や氷ノ山に源を発する幹流矢田川など、海岸景観をはじめとする恵まれた自然、水産資源、観光資源を生かし、活力あふれる都市づくりを目指す。

(8) 地域の資源を生かした活力あふれる都市づくり

豊かな自然環境の中で、若者が定住したいと思う機能性の高い都市基盤づくりを推進し、まちづくりと一体となった農林水産業と観光業との連携を強化し、地域の均衡ある発展に向けた都市づくりを目指す。

(9) 交流の活性化を促進するネットワークの形成

余部橋梁の歴史・教訓を語り継ぐなど、広域的なツーリズムの促進を図る拠点の整備や、鉄道の電化・高速化を通じて住民の利便性確保や観光客の受け入れを促進する。

また、自動車交通が中心である区域にあって、産業・経済活動のみならず、人や文化交流、日常生活の利便性や道路交通の安全性を確保したネットワークの形成を目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

|           | 平成17年  | 平成27年      |
|-----------|--------|------------|
| 都市計画区域内人口 | 11.0千人 | おおむね 9.2千人 |

(8) 産業

香住ガニをはじめとした豊かな海洋資源等を生かした地域ブランドの開発や観光業と他の産業との連携強化などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業は減少し、第3次産業へシフトする傾向が考えられる。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色づける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

## a 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

## b 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ観光、交流等の特定の機能の立地が見られる香住海岸を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

## (i) 連携軸

## a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、鳥取豊岡宮津自動車道、JR山陰本線等を広域連携軸と位置付け、各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

## b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

## c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や矢田川などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

## 3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

## 4 都市計画に関する方針

## (i) 土地利用に関する方針

## ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地は店舗や工場が混在しており、新たな宅地の供給については、周辺環境に配慮し、適正な市街地整備や秩序ある土地利用を進める。

## イ 主要用途の配置、整備の方針

## (1) 住宅地

住宅地については、若者の定住促進や地域との交流により、協働してまちづくりに取り組む人たちの定住化などU・I・Jターンの受皿などにも対応できる配置とし、現況、今後の動向等も勘案しつつ、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した住宅地の形成を図る。

また、歴史的まちなみや伝統的な建築物など、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。

## (i) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された生活拠点等に主として配置する。

JR香住駅周辺を中心市街地において、地域振興の拠点として、地域の特色を生かしながら、都市機能の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や町条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

## (9) 工業地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、鳥取豊岡宮津自動車道インターチェンジ周辺等に配置するとともに、既存工場の立地する地区において、産業基盤整備等の立地環境の整備を進めつつ、工業地としての充実を図る。

## (a) 流通業務地

鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な交通条件を生かしつつ、地域の特性を踏まえ、流通業務地としての活用を図る。

## ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、県下でも有数の豊かな自然環境を有し、その中で多くの優れた歴史、文化、風土、産業をはぐくみ、緑豊かな地域環境を今日まで維持してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

## (2) 自然的環境に関する方針

## ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、山陰海岸や矢田川などの豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場となる自然的環境を保全するとともに、多様な生物の生育・生息を確保する緑地の保全・創出を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

## イ 主要な緑地の配置、整備の方針

## (7) 環境保全の観点における方針

山陰海岸や矢田川をはじめとする河川などの水辺空間等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地、里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

## (4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

矢田川をはじめとする河川などの親水性のある水辺空間や山陰海岸ジオパーク構想の区域においては、適正な管理に配慮しつつ、住民が日常生活において、身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを促進する。

また、恵まれた自然条件や創意工夫による産物づくりなど、交流・体験型のブルーツーリズムなどを通して、都市との交流を促進する。

## (9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

## (4) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

## (3) 都市交通に関する方針

## ア 基本方針

本都市計画区域は、日本海側に位置し、鳥取豊岡宮津自動車道（香住道路）、国道178号による大きな交通流動がある。

今後は、地域の魅力やポテンシャルを十分に発揮するため、鳥取豊岡宮津自動車道等の広域的な幹線道路、地域の骨格となる幹線道路の整備を進める。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保

によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、公共交通等の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

#### イ 主要な施設の配置、整備の方針

##### (7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、自動車専用道路である鳥取豊岡宮津自動車道、幹線道路である主要地方道香住村岡線等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

##### a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を日本海沿岸軸(鳥取豊岡宮津自動車道)が通過しており、その整備を推進する。

##### (\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

##### b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域内外の相互連携を支え、また広域的な交流・連携を担う幹線道路や都市の骨格的道路の充実を図るため、主要地方道香住村岡線等の整備を推進する。

##### c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

##### (4) 鉄道

鉄道輸送の利便性及び安全性の向上を図るため、JR山陰本線の軌道改良等を促進する。

さらに、安全性、定時性を確保し、JR山陰本線の高速化に資するため、余部橋梁の架け替え事業を促進する。

#### (4) 都市環境に関する方針

##### ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

#### イ 主要な施設の配置、整備の方針

##### (7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山等を利活用し、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

##### (4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

##### (4) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進などにより、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用

やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

J R 香住駅周辺地域を中心地として、土地区画整理事業等による再整備や低未利用地の活用により、適切な開発誘導等を通じ、防災性にも配慮した良好な市街地形成を図ると共に、安らぎの居住空間の創出をはじめ、楽しくにぎやかな商業空間の整備、文化・レクリエーション空間の充実など、個性と魅力ある環境を築く。

また、バリアフリーのまちづくりなど、きめ細やかな市街地整備を推進する。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

イ 都市防災の方針

(7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(8) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

(10) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、矢田川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策、下水道施設整備との連携を含めた総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

#### イ 景観形成の方針

山陰海岸国立公園や香住海岸などの自然景観との調和に配慮しながら、柴山温泉や大乘寺など、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

香住海岸と漁村風景は風景形成地域に指定されており、観光面からも貴重な資源となっていることから、優れた景観を保全し、魅力ある景観を創造するため、景観誘導に努めるとともに、各拠点においては、地区の特性に応じた、にぎわいと特色のある景観の形成を図る。

#### 5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

##### (1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

##### ア 道路

- ・自動車専用道路
- ・主要幹線道路、幹線道路

##### イ 鉄道

##### (2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

##### ア 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

##### イ 廃棄物処理施設等

おおむね10年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設

##### (3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

##### ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設



#### 兵庫県告示第1141号の7

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の変更に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページ及び県民だよりひょうごにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 素案を作成した都市計画

##### (1) 種類及び名称

洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

##### (2) 素案の概要

別記のとおり

##### (3) 素案の閲覧期間

平成21年11月6日（金）から同年12月8日（火）まで

##### (4) 素案の閲覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び洲本市都市整備部都市計画課

なお、素案は、兵庫県のホームページ ([http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)) においても掲示する。

2 説明会及び公聴会の日時及び場所

(1) 日時

平成21年12月8日(火) 午前10時30分から(説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。)

(2) 場所

淡路水産センター 2階大会議室 洲本市炬口1-1-24

(収容人員(50人)を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。)

3 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(洲本都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。)は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。

また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。

4 素案の公述申出書提出期間

平成21年11月6日(金)から同月30日(月)まで(必着)

5 説明会及び公聴会の公開等

説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「洲本都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

洲本都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「淡路地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、洲本都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び淡路地域編)を指針とするとともに、洲本市が定める基本構想(総合計画)との整合性を図る。

(2) 策定区域

洲本都市計画区域(以下「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 洲本都市計画区域 | 洲本市   | 行政区域の一部 | 38.9         |

平成17年国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

## (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

## (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

## ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

## イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

## ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

## エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

## (3) 都市づくりの方向性

## ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する淡路地域は、京阪神と四国をつなぎ、古来から豊かな農産物や海産物を産出している地域であり、公園島構想の下に、多彩な自然環境と地域資源を生かした地域づくりが進められてきた。このような地域の特性を生かし、環境の21世紀にふさわしい新たな花みどり文化を発信する環境立島「公園島淡路」を実現すべく、地域住民の参画と協働の下、人と自然が調和した都市づくりを目指す。

これを踏まえ本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

## (7) 豊かな自然と共生する都市づくり

新エネルギーの活用、バイオマスタウン構想の主要な柱である「菜の花エコプロジェクト」のさらなる展開など、住民・事業所・行政が協働して積極的な環境への取組を進めるほか、美しい自然を誇る都市として、自然環境や生態系の保全に努め、豊かな自然と共生する都市づくりを目指す。

## (8) 人々の交流を促進する都市づくり

日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての、道路・交通網の整備を推進する。

また、身近な移動手段の確保に向け、地域の実情に合った公共交通網の充実を目指す。

さらに、京阪神や四国方面との連携など本都市計画区域の立地特性を生かし、アクセス基盤の強化をはじめ、観光の振興や既存産業の活性化を図ることにより、活力やにぎわいのあふれる都市づくり



を目指す。

(g) いきいきと暮らせる生活都市づくり

質の高い生活環境を提供するため、生活道路や下水道等の都市基盤の充実や公共交通手段の確保など快適で利便性の高い都市づくりを目指す。

また、CATVや光ファイバーといった情報基盤整備を進めるとともに、これらを活用した地域活性化施策などを推進することにより、高度で質の高い都市づくりを目指す。

(a) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年  | 平成27年       |
|-----------|--------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 38.9千人 | おおむね 35.0千人 |

(i) 産業

農水産業基盤の充実、地域特性に応じた付加価値の高い特産品の開発、流通販路の拡大やこれらを通じた地域ブランドを確立することにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向がある。

ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

(7) 拠点

a 都市拠点

高速バスセンターや港湾といった交通基盤のストックなど既に都市機能が集積している洲本市役所周辺を都市拠点として位置付け、行政、商業、観光、文化、教育、医療、産業、防災などの都市機能の強化・充実を図る。

b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市役所周辺の中心市街地等を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

(i) 連携軸

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、神戸淡路鳴門自動車道や国道28号を広域連携軸と位置付け、幹線道路や高速バスなど交通ネットワークの利便性の更なる向上を図り、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域をはじめとする各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や海岸部の景勝地などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

#### 4 都市計画に関する方針

##### (1) 土地利用に関する方針

###### ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

特に、市役所周辺の再開発を行うことで、既成市街地における商店街の活性化や交流の促進を図る。

農業集落及び漁業集落として発展してきた既存集落においては、無秩序な市街化の進行を防止し、農林漁業環境と調和した生活環境の維持を図る。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

###### イ 主要用途の配置、整備の方針

###### (7) 住宅地

住宅地については、潮地区や物部地区などの中心市街地周辺を住宅地として位置付け、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

###### (4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点等に主として配置する。

生活拠点である市役所周辺の中心市街地等においては、日常に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

カネボウ工場跡地等を中心とする新都心地区については、広域公共サービス施設をはじめ各種機能の集積を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

###### (9) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮するとともに、明石海峡大橋の開通による交通利便性の向上、大阪湾ベイエリアの中での立地特性、社会経済動向を勘案し、神戸淡路鳴門自動車の洲本インターチェンジ周辺等において、基盤整備の充実などによる工業地の配置を検討する。

###### (4) 流通業務地

都市交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、神戸淡路鳴門自動車の洲本インターチェンジ周辺において、その有利な立地条件を生かし、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域等を対象とした流通業務地の配置を検討する。

###### ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、雄大で緑豊かな山並みや長く変化に富んだ海岸線を有し、古い歴史に根ざした伝統的な生活文化や地域産業を発展させ、個性豊かな地域社会を形成してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

また、緑条例に基づく花と緑の交流区域については、スポーツ施設、レクリエーション施設及び教養文化施設などを整備し、花と緑があふれる人々の交流の拠点づくりを目指す。

農業・農村地域については、効率的かつ安定的な農業生産に資するほ場整備を推進し、優良農地の確保に努める。

##### (2) 自然的環境に関する方針

###### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、本都市計画区域を象徴する緑地である三

熊山や先山、野生生物の生息する場ともなっている柏原山やため池など、豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島“公園島淡路”」の実現を目標に、花、緑、海など淡路地域の個性ある景観などに配慮しつつ、自然的環境の維持、活用を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

#### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (7) 環境保全の観点における方針

山地や丘陵地の森林、河川等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

##### (4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する三熊山、生石公園や成ヶ島といった国立公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

河川や海岸などの親水性のある水辺空間や海岸線沿いの道路空間においては、適正な管理に配慮しつつ、自然や景色を身近に親しむことができるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

また、神戸淡路鳴門自動車道の洲本インターチェンジ周辺や国道28号など幹線道路沿道においては、観光・レクリエーションの玄関口としての特性に配慮し、建築物や屋外広告物の誘導による良好な景観形成を推進する。

##### (9) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

##### (2) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

#### (3) 都市交通に関する方針

##### ア 基本方針

本都市計画区域は、神戸淡路鳴門自動車道及び国道28号による大きな交通流動がある。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

##### イ 主要な施設の配置、整備の方針

##### (7) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な自転車・歩行者空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

##### a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(神戸淡路鳴門自動車道)が通過しており、その有効活用を推進する。

##### (\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

##### b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域と神戸・阪神方面、東播磨方面及び四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス性強化や活力ある地域づくり、安全で安心な地域づくりを進めるため、国道28

号、主要地方道洲本五色線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(4) 駐車場

高速バスの利用促進を目指し、パークアンドバスライドのための駐車場を神戸淡路鳴門自動車道洲本インターチェンジ周辺及びバス停周辺で計画的に整備を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良い水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

特に、三熊山等においてはレクリエーション機能の充実を、大浜公園については交流機能を強化するため園内整備を図る。

(4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

(7) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

(5) 市街地整備に関する方針

ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

また、ミニ開発が多発する地域や用途地域内で低・未利用地が存在する市街地近郊の地域については、適正な街区の形成を図るため土地区画整理事業による整備を検討する。

老朽木造建築物が密集している地区においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

(6) 都市防災に関する方針

ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確

保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、老朽木造建築物が密集している地区における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震に備え、津波に対する防災対策はもとより、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

#### イ 都市防災の方針

##### (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、地域防災拠点となる公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

##### (4) 都市の耐震化・不燃化

老朽木造建築物が密集している地区をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

##### (9) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、ため池、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全、計画的なため池改修に努め、防災機能の強化を図る。

##### (2) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、洲本川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策等の総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

#### (7) 景観形成に関する方針

##### ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用を努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

##### イ 景観形成の方針

本都市計画区域の山地や洲本川などの自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

特に、神戸淡路鳴門自動車道の洲本インターチェンジ周辺や国道28号など幹線道路沿道においては、観光レクリエーションの玄関口としての特性に配慮した景観形成地区を活用し、建築物や屋外広告物による良好な景観形成を推進する。

また、丘陵地における緑地や都市のランドマークとなるような史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林など緑の風景を保全する。

- 5 主要な都市施設等の整備目標
  - 都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。
  - (1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標
    - おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設
    - ア 道路
      - ・主要幹線道路、幹線道路
  - (2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標
    - ア 公園・緑地
      - おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地
    - イ 下水道・河川
      - おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川
  - (3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標
    - ア 防災施設の整備目標
      - おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設



**兵庫県告示第1141号の8**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び都市計画に関する公聴会開催規則（昭和44年兵庫県規則第76号）第2条の規定により、次のとおり都市計画の決定に係る素案の説明会及び公聴会を開催する。

このことについては、同規則第4条第2項の規定により、兵庫県のホームページにも掲載する。

平成21年11月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 素案を作成した都市計画
  - (1) 種類及び名称
    - 淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 素案の概要
    - 別記のとおり
  - (3) 素案の閲覧期間
    - 平成21年11月6日（金）から同年12月8日（火）まで
  - (4) 素案の閲覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路市都市整備部都市計画課
    - なお、素案は、兵庫県のホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3\\_201.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/town/cate3_201.html)）においても掲示する。
- 2 説明会及び公聴会の日時及び場所
  - (1) 日時
    - 平成21年12月8日（火）午後1時30分から（説明会の開催後、引き続き公聴会を開催する。）
  - (2) 場所
    - 淡路水産センター 2階大会議室 洲本市炬口1-1-24
    - （収容人員（50人）を超えた場合は、入場制限を行う場合がある。）
- 3 公述の申出
  - 公聴会に出席して意見を述べようとする者（北淡都市計画区域、淡路・東浦都市計画区域及び津名都市計画区域内に住所を有する者及び利害関係人とし、代理人は認めない。）は、下記公述申出書提出期間内に、意見の要旨、その理由及び公聴会における報道機関等による撮影・録音の可否並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を記載した兵庫県知事あての書面を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に郵送又は持参により提出すること。
  - なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する場合がある。
  - また、同趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定する場合がある。
- 4 素案の公述申出書提出期間
  - 平成21年11月6日（金）から同月30日（月）まで（必着）
- 5 説明会及び公聴会の公開等
  - 説明会及び公聴会はこれを公開する。

なお、素案に対する意見陳述については、説明会では行わず、公聴会で行う。

- 6 説明会及び公聴会に関する問い合わせ先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
 電話 (078) 341-7711 内線4649・4656

別記

「淡路都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」素案の概要

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

淡路都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「淡路地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、淡路都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び淡路地域編）を指針とするとともに、淡路市が定める基本構想（総合計画）との整合性を図る。

(2) 策定区域

淡路都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名  | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人) [H17] |
|----------|-------|---------|--------------|
|          |       |         |              |
| 淡路都市計画区域 | 淡路市   | 行政区域の一部 | 38.3         |

平成17年国勢調査人口

3) 目標年次

平成17年（2005年）を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年（2015年）としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

2 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

(2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つを目標として都市づくりを進める。

ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎやうおいを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては、都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては、中心市街地との適切な役割分担の下、徒歩圏内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り、防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災等の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

(3) 都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域が属する淡路地域は、京阪神と四国をつなぎ、古来から豊かな農産物や海産物を産出している地域であり、公園島構想の下に、多彩な自然環境と地域資源を生かした地域づくりが進められてきた。このような地域の特性を生かし、環境の21世紀にふさわしい新たな花みどり文化を発信する環境立島「公園島淡路」を実現すべく、地域住民の参画と協働の下、人と自然が調和した都市づくりを目指す。

これを踏まえ本都市計画区域における都市づくりの目標を次のとおりとする。

(7) 豊かな自然・文化を生かす都市づくり

三方を海に囲まれ、温暖な気候と恵まれた自然資源や歴史・文化資源が地域の活性化に結びつくよう、保全と活用の適切なバランスが取れた持続可能な地域経済の発展に努める。

また、空洞化が進む中心市街地の活性化に取り組むとともに、U・J・Iターンに対応できる雇用環境を創出し、自然、文化、産業が共生する都市づくりを目指す。

(8) 地域の交流を支える都市づくり

地域間の交流を支えるべく、神戸淡路鳴門自動車道や国道28号を広域連携軸として地域内の都市機能の相互補完性の拡大に対応した都市基盤整備を推進する。

また、京阪神や四国方面との連携など本都市計画区域の立地特性を生かし、交流型産業や健康・福祉などをキーワードとした新たな産業の振興を支える都市基盤の整備により、多角的な地域整備、多様な文化が共生する都市づくりを目指す。

さらに、淡路島の北の玄関口としての交通結節点という利点を生かした都市づくりを目指す。

(9) うるおいある暮らしを実現する都市づくり

誰もが快適で便利な生活を送るとともに、新たに定住する人々も魅力的な生活空間を享受できるよう、住宅をはじめとする住環境や、道路交通網、上・下水道、情報通信基盤などの都市基盤整備を推進し、うるおいある定住の都市を目指す。

また、淡路への来訪者を迎え入れる北部ゾーン、都市機能が集積した志筑を中心とする南部ゾーン、果樹や野菜、花き栽培が盛んな中央ゾーンといった各ゾーンの特性を生かした魅力ある都市づくりを目指す。

(10) 安全で安心な都市づくり

東南海・南海地震その他の災害による被害を最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

イ 人口及び産業等の将来見通し

(7) 人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成17年  | 平成27年       |
|-----------|--------|-------------|
| 都市計画区域内人口 | 38.3千人 | おおむね 34.2千人 |



## (i) 産業

農水産業、商工業による連携の下、自然や環境、歴史・文化、景観等を生かした観光振興施策の強化などにより、産業規模の拡大を目指す。

また、就業構造については、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業へシフトする傾向がある。

## ウ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結ぶ道路等の「連携軸」に着目し、それらの機能を強化し、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指す。

その際には、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえるものとする。

## (f) 拠点

## a 都市拠点

高速バスターミナルや港湾といった交通基盤のストックなど既に都市機能が集積している志筑を都市拠点として位置付け、行政、商業、観光、文化、教育、医療、産業、防災などの都市機能の強化・充実を図る。

## b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する津名・岩屋・北淡・一宮・東浦各総合事務所周辺等を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応した、商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

## c 特定機能拠点

淡路夢舞台、国営明石海峡公園及び県立淡路島公園などを含む淡路島国際公園都市は広域的な交流・集客施設を有する拠点であることから特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

## (i) 連携軸

## a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えた広域的な人の移動や物流を支える交通の軸として、神戸淡路鳴門自動車道や国道28号を広域連携軸と位置付け、幹線道路や高速バスなど交通ネットワークの利便性の更なる向上を図り、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域をはじめとする各地域や各都市拠点との連携の強化を図る。

## b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

## c 水と緑の連携軸

うるおいのある都市づくりを進めるため、都市を特色付ける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、丘陵地の森林や海岸部の景勝地などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

## 3 区域区分の有無

本都市計画区域においては、過度な人口集積等はなく、現状からは、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されない。このため、区域区分の都市計画を定めないものとする。

## 4 都市計画に関する方針

## (i) 土地利用に関する方針

## ア 基本方針

誰もが快適に、安全に、安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用の配置を図り、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、既成市街地における商店街の活性化や居住環境の向上などに配慮する。

農業集落及び漁業集落として発展してきた既存集落においては、無秩序な市街化の進行を防止し、農林漁業環境と調和した生活環境の維持を図る。

また、豊かな自然環境の保全・活用を図り、都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保し、地域の活性化を図る。

#### イ 主要用途の配置、整備の方針

##### (7) 住宅地

住宅地については、既成市街地周辺を住宅地として位置付け、防災、地域コミュニティの維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮し、魅力ある定住環境の維持・形成を図る。

##### (4) 商業・業務地

商業・業務地は、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点等に主として配置する。

生活拠点である津名・岩屋・北淡・一宮・東浦各総合事務所周辺においては、日常に必要な施設を配置し、生活利便機能等の充実を図る。

大規模集客施設の立地については、周辺道路の交通量の変化、その他都市機能に及ぼす影響に配慮し、必要に応じて用途地域、特別用途制限地域、県条例や市条例等の活用により立地誘導・抑制を図る。

なお、津名港周辺に立地する大型商業施設が本区域の商業環境において中心的役割を果たしていることから、最大限活用するとともに既存商店街における商業・業務機能の充実を図る。

##### (9) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、高速道路インターチェンジ周辺等に配置する。

明石海峡大橋の開通による交通利便性の向上、大阪湾ベイエリアの中での立地特性、社会経済動向を勘案し、臨海部及び埋立地において、基盤整備の充実などによる工業地の配置を図る。

##### (4) 流通業務地

都市交通の円滑化及び流通機能の向上を図るため、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジ周辺において、その有利な立地条件を生かし、神戸・阪神地域、東播磨地域及び四国地域等を対象とした流通業務地を配置する。

#### ウ 特に配慮すべき土地利用の方針

本都市計画区域は、雄大で緑豊かな山並みや長く変化に富んだ海岸線を有し、古い歴史に根ざした伝統的な生活文化や地域産業を発展させ、個性豊かな地域社会を形成してきた。

このような特性を生かすため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（以下「緑条例」という。）に基づく環境形成区域及び環境形成基準に沿った規制・誘導を行い、適正な土地利用と森林、緑地の保全を推進するほか、優れた景観を形成することで、緑豊かな地域環境づくりを進める。

また、緑条例に基づく花と緑の交流区域については、スポーツ施設、レクリエーション施設及び教養文化施設などを整備し、花と緑があふれる人々の交流の拠点づくりを目指す。

農業・農村地域については、効率のかつ安定的な農業生産に資するほ場整備を推進し、優良農地の確保に努める。

#### (2) 自然的環境に関する方針

##### ア 基本方針

自然の営みや魅力などの地域資源を有効活用するとともに、おのころ島と呼ばれる絵島、山間部に広がる棚田、ため池など、豊かな自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島“公園島淡路”」の実現を目標に、花、緑、海など淡路地域の個性ある景観などに配慮しつつ、自然的環境の維持、活用を図る。

さらに、生態系への配慮など、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な視点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

#### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (7) 環境保全の観点における方針

山地や丘陵地の森林、河川等を水と緑の連携軸として位置付け、貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内の里山、社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組む。

##### (4) レクリエーションの観点における方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーション

ンの拠点となる施設の整備を図る。

河川や海岸などの親水性のある水辺空間や海岸線沿いの道路空間においては、適正な管理に配慮しつつ、自然や景色を身近に親しむことができるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

また、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジ周辺や国道28号など幹線道路沿道においては、観光・レクリエーションの玄関口としての特性に配慮し、建築物や屋外広告物の誘導による良好な景観形成を推進する。

(f) 防災の観点における方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

(g) 景観形成の観点における配置、整備の方針

本都市計画区域を代表する自然景観を形成する森林や丘陵地のほか、歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

(3) 都市交通に関する方針

ア 基本方針

本都市計画区域は、神戸淡路鳴門自動車道、国道28号及び主要地方道福良江井岩屋線等による大きな交通流動がある。

これに接続し本都市計画区域内外の連携を支える交通施設の整備を推進することにより、広域的な交流を拡大し、地域の発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築するとともに、円滑な走行性確保によるCO<sub>2</sub>排出量削減等により環境負荷の軽減を図る。

また、ユニバーサル社会にも対応した交通体系を構築するため、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人に配慮しながら、来訪者と地域住民が快適で使いやすい交通環境の確立を図る。

イ 主要な施設の配置、整備の方針

(f) 道路

広域的な幹線道路から日常の生活に密着した生活道路まで道路網を合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

特に、主要幹線道路等の整備を推進し、本都市計画区域内外の交流・連携を図る道路網を構築する。

整備に際しては、沿道緑化や無電柱化による景観の向上を図るとともに、安全で快適な自転車・歩行者空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路

高速道六基幹軸(\*)のうち本都市計画区域内を日本海太平洋軸(神戸淡路鳴門自動車道)が通過しており、その有効活用を推進する。

(\*)高速道六基幹軸

県内で整備を進めている、高速自動車国道を中心に東西3本、南北3本の基幹軸からなる高速道路ネットワーク

b 主要幹線道路、幹線道路

本都市計画区域と神戸・阪神方面、東播磨方面及び四国方面との連携強化を図る神戸淡路鳴門自動車道へのアクセス強化や区域内の東西連携強化、活力ある地域づくり、安全で安心な地域づくりを進めるため、国道28号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道富島久留麻線等の整備を推進する。

c その他の道路

幹線道路へのアクセス道路及び日常の生活に密着した生活道路の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

(g) 駐車場

高速バスの利用促進を目指し、バス停やパークアンドバスライドのための駐車場等の計画的な配置を図る。

(4) 都市環境に関する方針

ア 基本方針

人々の憩いの場やレクリエーションの場の確保、また、環境負荷の軽減の観点から公園・緑地、河川、ため池等の整備や建築物とその敷地内の緑化を含めた総合的な都市緑化を推進するとともに、水と緑の

ネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通じて河川の良好な水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組などを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

#### イ 主要な施設の配置、整備の方針

##### (7) 公園・緑地

史跡、文化財等と一体となった緑地、社寺林や里山、地域を特徴付ける良好な水辺空間を形成しているため池等を利活用する。また、レクリエーション活動やスポーツ等の余暇活動に対応できるよう、公園・緑地の整備及び機能の充実を進め、周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

なお、国営明石海峡公園やあわじ石の寝屋緑地等において、豊かな自然環境の保全を図る。

さらに、淡路佐野運動公園において、レクリエーション活動やスポーツの場として利活用を図る。

##### (4) 下水道・河川

生活環境の改善と海や河川の水質向上を図るため、「生活排水処理計画」に基づく下水道整備を進める。

また、河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進める。

##### (9) その他の都市施設等

環境負荷の軽減の観点から建築物の敷地内の緑化等を推進する。

公共交通の利用促進等による自動車利用抑制、省エネルギーを推進し、都市環境に与える負荷を軽減する。

また、廃棄物処理施設の整備に際しては、「兵庫県廃棄物処理計画」との整合を図り、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を進めるとともに、資源の再利用など持続可能な環境適合型社会の構築に取り組む。

#### (5) 市街地整備に関する方針

##### ア 基本方針

都市全体の健全な発展に向け、都市構造の再編が必要な区域や防災上の観点から市街地の整備改善が必要な地区において、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

##### イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

また、埋立地等の新市街地については、その活用を図るとともに、周辺環境と調和した計画的な市街地整備を図る。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震化・不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

#### (6) 都市防災に関する方針

##### ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え、拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、東南海・南海地震に備え、津波に対する防災対策はもとより、周辺地域と相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

また、阪神・淡路大震災の生きた教材である野島断層を保存展示することにより、防災に関する意識啓発を図る。

##### イ 都市防災の方針

##### (7) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、県立淡路島公園をはじめとして、地域防災拠点となる

公共・公益施設等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等の計画的な配置・整備により、市街地内のオープンスペースなどを確保する。また、これらのネットワーク化、電線類の地中化等により、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する取組を進める。

(f) 都市の耐震化・不燃化

密集市街地をはじめ市街地の建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などに努め、災害に強いまちづくりを推進する。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進するとともに、上下水道などのインフラ施設についても耐震化を推進する。

(g) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、ため池決壊、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制を行うとともに、自然緑地の保全、計画的なため池改修に努め、防災機能の強化を図る。

(h) 浸水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより、都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、志筑川、宝珠川をはじめとする河川の治水安全度の向上を図る。

また、内水対策、雨水の貯留・浸透による流出抑制対策等の総合的な浸水対策を進める。

さらに、洪水ハザードマップ等により、災害危険度や災害発生時の自主避難に役立つ情報の発信に努め、安全なまちづくりに取り組む。

(7) 景観形成に関する方針

ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりの誘導を図るため、各地区の特性を踏まえつつ、それぞれの地域特性に応じた優れた景観を保全し又は創造するための景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用に努める。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が重要であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

イ 景観形成の方針

本都市計画区域は3方を囲む海、山地や田園の緑などの豊かな自然に恵まれている。これらの自然景観との調和に配慮しながら、地域の歴史、文化資源を保全、活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図る。

住民が親しみと誇りと愛着を持てる個性ある景観を形成するため、水と緑の自然景観や歴史的まちなみなどの景観資源の保全・修復及び新たな市街地の景観の創造に向けて、地区計画や景観形成地区等を活用する。

特に、インターチェンジ周辺や国道28号など幹線道路沿道においては、観光レクリエーションの玄関口としての特性に配慮した景観形成地区を活用し、建築物や屋外広告物による良好な景観形成を推進する。

また、丘陵地における緑地や都市のランドマークとなるような史跡、文化財と一体となった緑地及び社寺林など緑の風景を保全する。

5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

(1) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設

ア 道路

・主要幹線道路、幹線道路

(2) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね10年以内に整備を予定している主な公園及び緑地

イ 下水道・河川

おおむね10年以内に整備を予定している主な下水道及び河川

(3) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定している主な防災施設